

## 次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	第Ⅲ期基本計画における論点
働き方の変化の実態把握について	—
これまでの統計委員会の意見	<p>＜次期基本計画の策定に際しての統計委員会委員の意見＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 働き方の変化としては在宅勤務の普及が大きいと思われるが、諸統計でできる限り統一的にその実態を捉えていくことが必要ではないか。</li> <li>○ 就業構造基本調査における議論で、新しい働き方への対応として、フリーランス等について議論したが、就業構造基本調査だけでなく、労働力調査でも把握する必要があるのではないか。</li> <li>○ 第2WGの審議の中で「働き方が多様化している状況について、労働統計の分野で適切に把握していく必要があるのではないか。」との意見あり。</li> </ul>
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	資料 3 - 2 参照
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方 (案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ テレワークを捉える各種調査については、ある程度、統一的な定義により調査を行っているものと考えられ、統一的な実態の把握がある程度達成されているのではないか。</li> <li>○ フリーランスの定義については、法令上の用語はなく、定義は様々となっており、今後変更されていく可能性があることから、定義の変化について注視し、今後も把握方法を検討していく必要があるのではないか。</li> <li>○ 多様化する働き方の実態を的確に把握することは重要であることから、引き続き各種統計調査において、労働・雇用制度の変遷等を積極的に捉えながらその実態を的確に把握していくことを本文に記載することとしてはどうか。</li> </ul> <p>＜基本的な考え方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多様化する働き方の実態を明らかにするため、社会情勢の変化や労働・雇用制度の変遷を捉えながら、その実態を的確に把握するための検討を行うことが重要である。(本文のみ)</li> </ul>
備考 (留意点等)	

# テレワーク、フリーランスの現状について

総務省政策統括官付統計企画管理官室 基本計画策定PT担当

# テレワーク（定義）

## ○雇用型テレワーク

（テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン（抄）厚生労働省 令和3年3月改定）

### 1 趣旨

労働者が情報通信技術を利用して行う事業場外勤務（以下「テレワーク」という。）

### 2 テレワークの形態

テレワークの形態は、業務を行う場所に応じて、労働者の自宅で行う在宅勤務、労働者の属するメインのオフィス以外に設けられたオフィスを利用するサテライトオフィス勤務、ノートパソコンや携帯電話等を活用して臨機応変に選択した場所で行うモバイル勤務に分類される。

## ○自営型テレワーク

（自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン（抄） 厚生労働省 平成30年2月改定）

### 第2 定義

#### （1）自営型テレワーク

注文者から委託を受け、情報通信機器を活用して主として自宅又は自宅に準じた自ら選択した場所において、成果物の作成又は役務の提供を行う就労をいう（法人形態により行っている場合や他人を使用している場合等を除く。）。

# テレワークを把握している既存統計調査等

調査名等	実施主体	対象	集計結果 (テレワーク関係)	定義	種別	周期
就業構造基本調査	総務省	約54万世帯の15歳以上の世帯員約108万人 (R4)	性、年齢、産業、従事者規模、経営組織・従業上の地位・雇用形態、テレワークの実施の有無・頻度、実施場所 等	情報通信技術 (ICT) を活用して、本拠地のオフィス (事業場・仕事場) から離れた場所 (自宅、サテライトオフィス、出先、移動中の乗り物等) で仕事をする。または、雇人がいない自営業主が、ICTを活用して、自宅や自宅に準じた場所で、注文者からの委託を受けて仕事をする。	基幹統計調査	5年
通信利用動向調査	総務省	企業調査：常用雇用者が100人以上の企業 5,966企業 (R3)	企業調査：(産業・資本金別) テレワーク導入状況、形態、目的、しない理由 等	通信ネットワークを活用することにより、本来の勤務地とは別の場所で働く勤務形態のこと ※「雇成型」「自営型」の分類はなし	一般統計調査	1年
		世帯調査：20歳以上の世帯主がいる世帯及びその6歳以上の構成員 40,592世帯 (R3)	世帯調査：テレワーク実施経験、形態、希望の有無、しない理由 等			
テレワーク人口実態調査	テレワーク人口実態調査検討会	就業者を対象にWEB アンケート調査 有効サンプル数約4万 (R3)	(居住地別、職種別) テレワーカーの割合、勤務先のテレワーク制度の導入割合、テレワーク継続意向、しない理由、よい点・悪い点 等	【雇成型就業者】ICT (情報通信技術) 等を活用し、普段出勤して仕事を行う勤務先とは違う場所で仕事をする。又は、勤務先に出勤せず自宅その他の場所で仕事をする。 【自営型就業者】ICT (情報通信技術) 等を活用し、自宅で仕事をする。又は、普段自宅から通って仕事を行う仕事場とは違う場所で仕事をする。	Web調査	1年

他、自治体や民間のアンケートなど

# フリーランス（定義）

## ○フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（抄）

（令和3年3月26日 内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省連名）

### 第2 基本的考え方

#### 1 フリーランスの定義

「フリーランス」とは法令上の用語ではなく、定義は様々であるが、本ガイドラインにおける「フリーランス」とは、実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者を指すこととする。

#### <別紙1>フリーランスの定義について

定義：実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者

○例えば、「実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者」が他に雇用契約の下で働く場合に、当該雇用契約における業務を行うときの雇用主との関係では、本ガイドラインにおける「フリーランス」とはしない。一方で事業者との業務委託契約（請負契約や準委任契約）だけでなく、消費者を相手に物品やサービスを販売する者については、本ガイドラインにおける「フリーランス」としている。

○「実店舗」については、専用の事務所・店舗を設けず、自宅の一部で小規模に事業を行う場合は「実店舗」に区分しないこととし、共有型のオープンスペースであるコワーキングスペースやネット上の店舗も実店舗としない。耕地や漁船を有して、耕作や漁業をする農林漁業従事者は「フリーランス」とはしない。

○「雇人なし」については、従業員を雇わず自分だけで又は自分と同居の親族だけで個人経営の事業を営んでいる者とする。

# 内閣官房による統一調査と類似調査との比較

	内閣官房による統一調査 (関係省庁連携)	内閣府	中小企業庁	厚生労働省
	「フリーランス」	「フリーランス相当」	「フリーランス」	「雇用類似の働き方の者」
対 象	①自身で事業等を営んでいる ②従業員を雇用していない ③実店舗を持たない ④農林漁業従事者ではない ※法人の経営者を含む	①自身で事業等を営んでいる ②従業員を雇用していない ③実店舗を持たない ④農林漁業従事者ではない ※法人の経営者を含む	①自身で事業等を営んでいる ②従業員を雇用していない ③実店舗を持たない ④農林漁業従事者ではない ※法人の経営者を含む	①自身で事業等を営んでいる ②従業員を常時使用していない ③個人事業主等で店主ではない ④農家や漁業者ではない ⑤業務の委託を受けている ⑥事業者が直接の取引先 ※法人の経営者を含む
フリーランス の試算人数	462万人 (本業 214万人／副業 248万人)	341万人 (本業178~228万人／ 副業112~163万人) ※なお定義の違いにより306~341万 人と幅をもって推計	472万人 (本業 324万人／副業 148万 人)	367万人 ※①~④に該当する者を試算 したもの
サンプル	144,342人	50,000人	62,415人	18,377人
調査期間	2020年2月10日~3月6日	2019年1月28日~3月4日	2019年1月11日~1月31日	2019年1月15日~2月21日
調査主体	内閣官房 日本経済再生総合事務局	内閣府政策統括官 (経済分析担当)	リクルートワークス研究所	(独) 労働政策研究・ 研修機構

フリーランス実態調査結果

令和2年5月内閣官房日本経済再生総合事務局 資料より抜粋